

令和 5 年度

第 1 2 回 第一農地部会定例会議事録

令和 6 年 3 月 2 8 日（木）

ユートピアくびき希望館 2 階 第 3 会議室

令和5年度第12回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年3月28日(木) 午後2時

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	4番 古川 政繁	6番 竹山 貞子
9番 吉村 清正	13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行
15番	16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹
22番 飯塚 直人	23番	24番 松本 香

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	野島 文昭	片桐 清司
笠原 行夫	荻原 一昭		白滝 光彦
横田 正美	平野 宏一	清水 康之	野村 しのぶ
高島 信雄	穂苅 靖男		

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪 雄一郎 佐藤 清繁

(2) 農地利用最適化推進委員

小林 政秋 高島 真一 長野 秋義 上原 孝

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
係長	秋山 雅也
主任	中村 駿
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

16番 清水 増彦 24番 松本 香

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 2 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 13 人、欠席推進委員数 4 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。 議席番号 16 番 清水増彦 委員、議席番号 24 番 松本香 委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。 皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の 清水増彦 委員読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。 合併前上越市からです。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 112 番から 147 番までの 36 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。すべて合意による解約であります。解約理由は、中間管理機構へ貸付が 14 件、他者へ貸付及び予定が 8 件、他者ならびに耕作者への売却が 11 件、地主耕作が 2 件、休耕が 1 件です。 同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第1号の36件を承認します。 <報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号2番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは8頁をご覧ください。報告第2号は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「敷地拡張」の1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第2号の1件を承認します。 <報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>
議長	報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号12番から番号24番までの13件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは9頁から12頁をご覧ください。報告第3号は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」9件、「宅地造成」1件、「敷地拡張」1件、「建売住宅」1件、「アパート」1件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の13件を承認します。

議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 7 番から 14 番までの 8 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 13 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地法第 3 条の許可申請です。別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。順に概略を説明します。 番号 7 番につきましては、代物弁済の執行であります。十数年前に、譲受人が抵当権者から購入し、仮登記のまま耕作をしてきましたが、法律改正により 3 条での所有権移転が可能となったことから、執行するものであります。従前から耕作している畑であり、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 8 番です。譲渡人は県外在住であり、耕作・管理が困難なため、隣接地に居住する譲受人が、耕作できる状態に整備し、家庭菜園として耕作するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 9 番です。こちらは、譲渡人のもとで新規就農を目指し、農業研修を行ってきた譲受人が、独り立ちするために、引き続き譲渡人の指導を仰ぎながら使用貸借により利用権を設定するものであります。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 10 番です。高齢により規模を縮小したいとする譲渡人の要望により、従前から耕作している譲受人に譲渡するものであります。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 11 番です。市外に居住し、当該農地を手放したいとする譲渡人の要望により、近接地に居住する譲受人が、畑として利用するため、譲り受けるものであります。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 12 番です。区域外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したいとする譲渡人の要望により、当該畑に近接する住宅に入居予定の譲受人が家庭菜園として耕作するものであります。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 13 番です。こちらは、譲受人が所有する埋設天然ガス輸送管の地役権設定であります。適切な管理に資する権利保全を図りたいとする譲受人の要望により、当該権利を設定するものです。現地は休耕地であり、また、埋設管の地役権であるため特段支障がなく許可するものであります。 最後に番号 14 番です。後継者不在で規模縮小したいとする譲渡人の要望により、経営規模を拡大したいとする譲受人に贈与するものであります。農地までの距離も含め、耕作に支障がないか譲受人に確認したところ特段支障はなく、こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。私からは以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 8 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは 15 頁をご覧ください。
秋山	番号 8 番は、下富川地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。16 頁に位置図、17 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い、居住スペースが手狭になったことから、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和 6 年 11 月 20 日までです。 土地利用計画は、住宅 1 棟、申請面積 310 m²、建築面積 79.72 m²で建ぺい率は 25.72%です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 私からは以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 16 件、貸借権設定 59 件、貸借権移転 4 件を上程します。 はじめに、所有権移転 16 件、番号 207 番から 277 番について事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 18 頁をご覧ください。最初に所有権移転 16 件の概略について説明します。 すべての案件につきまして、利用集積の観点から、譲渡人、譲受人の双方の合意により、所有権移転するものであります。このうち、現耕作者に売却する案件は、番号 234、235、263、264、271、276、277 番となっております。 また、受人の経営面積が 1.6ha 以下の案件は、農業法人の構成員、また、農業法人の合同会社などでありますことから、集積計画による所有権移転としての取り扱いが可能となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定 59 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	続きまして、貸借権設定 59 件について説明します。 頁は 22 頁から 34 頁です。 内訳といたしましては、新規が 40 件、残りの 19 件は再設定となっております。新規案件につきましては、番号の下に「新」の文字を記載してございます。 こちらの新規案件につきましては、主に貸人の要望や、受手側の労力不足のほか、農業法人の解散に伴う耕作者変更により、新規で貸借権設定を行うものでございます。 その他、再設定につきましては、設定期間を 3 年～10 年に設定し、従前からの契約を継続する再設定となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権移転 4 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	続きまして、貸借権の移転 4 件であります。頁は 35 頁、36 頁です。 こちらにつきましては、新規就農者への貸付や、耕作地の効率化を図るため貸借権を移転するものでございます。契約内容の変更はなく従前契約が継続されるものであります。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 26 番から 30 番の 5 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 37 頁をご覧ください。 番号 26 番から 30 番まで、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。 こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第４号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第４号について、原案のとおり決定します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(中郷区駐在室分の議案) ＜議案第１号「農地法第３条許可申請について」＞ 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 7101 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	１頁、議案第１号「農地法第３条許可申請について」、番号 7101 番の 1 件を説明します。 番号 7101 番は、譲受人が、隣接する農地で家庭菜園の希望があったことから、施設に入所している譲渡人に、成年後見人を通して相談したところ、贈与してくれるとのことから申請をするものです。 別紙「農地法第３条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１号「農地法第３条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 11 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 加藤	2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 11 件について説明します。 7127 番から 7128 番は、期間満了に伴い、これまでの耕作者の労力不足により、新たな耕作者に貸し付けるものです。 7129 番は、地主耕作だった農地について、労力不足により新たに貸し付けるものです。 7130 番から 7133 番は、先月の農地部会で合意解約の報告をさせていただいた案件です。 7134 番から 7137 番は、期間満了に伴う再設定案件であり、引き続き耕作を行うものであります。 また、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。

議長	(板倉区駐在室分の議案) <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7508番、7509番の2件を報告します。 事務局の説明を求めます
(板倉区) 上原	1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7508番、7509番の2件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した2件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、いずれも「中間管理機構に貸付予定」です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件を承認します。
議長	<議案第1号「農地法第3条可申請について」> 次に議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7503番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 上原	2頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7503番の1件を説明します。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 番号7503番は、妙高市に居住し、日常の管理が出来ない地主の要望により、隣家の方に売却することになったものです。 提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。

	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 9 件を上程します。 番号 7559 番から 7567 番の 9 件について、事務局の説明を求めます。
(板倉区) 上原	3 頁から 5 頁の貸借権設定、番号 7559 番から 7567 番の 9 件について説明します。 新規案件は 7559 番、7560 番、7565 番、7566 番の 4 件です。 7559 番と 7560 番の 2 件は、これまで J A が転貸に入った円滑化事業で同じ借人が耕作していましたが、期間満了に合わせて、とりあえず相対で 1 年間契約して、来年度以降は中間管理事業に移行する予定でいます 7565 番は、これまで自作していた農地を、高齢により近隣で耕作している借人に貸し付けるものです。 7566 番は、昨年渡し人が取得した農地を、近隣で耕作している地元の法人に貸付するものです。 他の 5 件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。

	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 5 件を上程いたします。
(板倉区) 上原	6 頁から 8 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定、番号 7509 番から 7513 番の 5 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。 （清里区駐在室分の議案）
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8102 番から 8111 番の 10 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8102 番から 8111 番の 10 件の届出書を受理しましたので報告します。

	受理した 10 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、すべて「中間管理機構に貸付予定」です。関連案件は、来月以降の定例会でご報告いたします。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、10 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8101 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	3 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 8101 番の 1 件を説明します。 番号 8101 番の譲受人は、数十年前に清里区に移住されました。以前から家庭菜園に興味を持っており、住宅に隣接する農地を購入し、家庭菜園を行うこととなりました。 提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。巻末の別紙「農地法第 3 条調査書」も併せてご覧ください。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。

議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 18 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	4 頁から 7 頁の貸借権設定、番号 8107 番から 8124 番の 18 件について説明します。 全ての案件が再設定で、引き続きこれまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 2 件を上程いたします。
(清里区) 中条	8 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 2 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。 最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
	(名立区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9501 番の 1 件の届出書を受理しましたので、報告します。 受理した 1 件は、合意による解約であり、解約後は、他者へ貸付です。 同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、1 件を承認します。
議長	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 5 件を上程します。はじめに、松本委員関連の番号 9534 番と番号 9535 番の 2 件を除く 3 件について事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	2 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、松本委員関連の番号 9534 番と番号 9535 番の 2 件を除く貸借権設定 3 件の概略を説明します。

	1 頁番号 9531 番から 9533 番までの 3 件は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号 9534 番と番号 9535 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する松本委員は、退席をお願いします。 （松本委員 退席）
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	松本委員関連の 2 頁、番号 9534 番と 3 頁番号 9535 番の貸借権設定 2 件の概略を説明します。 番号 9534 番と番号 9535 番の 2 件は、これまでの耕作者の労力不足等に伴い、新たな耕作者により耕作を行うものであります。 なお、期間が 5 年 9 か月となっているのは、受人が借りている他の農地の終期に合わせたためです。以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、松本委員関連の番号 9534 番と番号 9535 番の 2 件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 それでは、松本委員の退席を解除します。 （松本委員 復席）

議長	松本委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。事務局から何かありませんか。 （「ありません」の声あり）
議長	それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。

上記記録の内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員